

平成24年度宍粟市特定事業主行動計画の取組状況の公表について

急速な少子化の進行等に伴い、公共機関等がそれぞれの立場で次代を担う子どもたちの健全な育成、子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくことを目的として、国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を成立させました。

宍粟市では、中山間地域の過疎が進み、少子化対策が喫緊の課題となっているなかで、宍粟市役所においても、この法律に基づき、職員が自らの子どもの健やかな育成のために十分な役割を果たせるような環境を整えるため、宍粟市特定事業主行動計画「第2次しろうささゆりプラン」を策定し実施しています。

平成24年度の宍粟市特定事業主行動計画「第2次しろうささゆりプラン」に係る取組内容及び実績を、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき公表します。

1. 子育てに関する制度の周知と情報提供

- 職員（又はその配偶者）の妊娠・出産したことを把握した場合は、個別に人事担当者が相談に応じ、育児休業等の制度・手続について説明を行いました。
- 子育てアドバイザーを設置し育児相談の推進を行いました。

2. 子育てを支援するための職場環境づくり

- 産前産後休暇及び育児休業取得職員の希望する必要な情報提供を行いました。
- 職員が育休等を取得できるように、その代替となる職員を確保しました。
- 育休職員が希望する場合に、復職前に職場を訪問し、職場の雰囲気になれる機会の設置など、円滑な復帰ができるよう支援を行いました。

◆各種休暇・休業制度の取得状況（平成24年度）

区分	男性	女性	合計
妊産婦の通院休暇	—	1人	1人
産前・産後休暇	—	14人	14人
産後パパ休暇	0人	—	0人
配偶者の出産補助休暇	6人	—	6人
男性の育児参加のための休暇	1人	—	1人
育児休業	0人	24人	24人
育児休業法による部分休業	0人	1人	1人
生後1年未満の乳児を育てる場合の特別休暇	0人	1人	1人
子の看護休暇	1人	3人	4人

3. 子育て機会の充実及び参加促進支援

- 毎週水曜日をノー残業デーとし、17時45分（一部18時30分）に一斉消灯を行い定時退庁を励行しました。

- 毎月19日を育児の日に設定し、庁内ウェブで当日またはその前後の日の休暇取得を励行しました。
- 職員運動会を実施し、親子間の交流を図りました。

4. 出会い等をサポート・推進する環境づくり

- 宍粟市出会いサポートセンター及びひょうご出会いサポートセンターからのイベント情報を庁内ウェブに掲載しました。
- 職員のハッピーレポート（本人承諾による結婚・出産の情報）を庁内ウェブに掲載し、結婚・出産への意識の高揚を図りました。また、職員間の情報共有も図れ、助け合える職場環境の推進にも繋がりました。